

山口市ママさんバレーボール連盟規約

(名称および事務局)

第1条 本連盟は、山口市ママさんバレーボール連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を山口市宮野上3630 大和千佳方に置く。

(目的)

第2条 連盟は、山口市内の女性がバレーボールを通じて健康の増進を図り、交流することを目的とする。

(組織)

第3条 連盟は、山口市に居住する既婚及び20歳以上50歳未満の未婚の女性で、登録を完了したチームの構成員及び連盟に功績があり、理事会において推薦された者をもって組織する。（ただし、大会参加の独身は2名までとする。）

2 連盟は、山口市バレーボール協会に加入する。

(事業)

第4条 連盟は、目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) バレーボール大会の開催
- (2) 山口市バレーボール協会の事業への協力
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 1名
- (7) 顧問 若干名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

4 顧問は必要に応じて理事会において選任する。

(任務)

第6条 会長は、連盟を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 理事長は、連盟の全般の事務を統括する。

4 理事は、連盟の業務を執行する。

5 監事は、連盟の会計を監査する。

6 顧問は、必要に応じて理事会において意見を述べるができる。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、山口市ママさんバレーボール連盟に登録を完了したチームの代表者で構成し、理事会は、理事によって構成する。

3 総会は、年1回開催することとし、次の事項を決定する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開くことができる。

(1) 予算の議決及び決算の承認に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 規約の改廃に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他、連盟の運営に関する重要な事項

4 理事会は、必要に応じて開くことができ、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に討議すべき事項

(3) その他連盟の運営に関する事項

5 総会の議長は、出席したチーム代表の中から選出し、理事会の議長は会長とする。

6 会議は、構成人員の過半数の出席をもって成立する。

7 会議の議事は、出席者の過半数を持って決め、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(会計)

第9条 連盟の会計年度は、毎月4月1日から翌年3月31日とする。

2 連盟の経費は、登録料、寄付金及び助成金などをもってあてる。

3 登録料は、チーム3,000円及び一人年額300円とする。ただし、連盟に功績があり、理事会において推薦されたものについては、これを免除する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が行う。

附則 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月15日から施行する。

附則 この規約は、平成25年4月7日から施行する。

附則 この規約は、令和3年3月21日から施行する。

附則 この規約は、令和5年4月23日から施行する。

附則 この規約は、令和8年4月5日から施行する。